

(目的)

第1条 この訓令は、公共工事前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証に係る公共工事に要する経費の前金払の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(一部改正〔平成20年訓令31号〕)

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)で1件の請負代金額が200万円以上のもの
- (2) 建設工事に関する設計又は調査(以下「設計等」という。)で1件の業務委託料が200万円以上のもの
- (3) 測量で1件の業務委託料が200万円以上のもの

(全部改正〔平成20年訓令31号〕、一部改正〔平成24年訓令13号・令和7年2号〕)

(前払金の率)

第3条 前払金の率は、建設工事にあつては請負代金額の4割以内、設計等及び測量にあつては業務委託料の3割以内とする。

2 前項の規定により支払をするときは、1万円未満の端数は、支払わないものとする。

(一部改正〔平成20年訓令31号・24年13号〕)

(前払金の請求)

第4条 建設工事に係る前払金の支出を受けようとする者は、南島原市建設工事執行規則(平成18年南島原市規則第45号)第41条に規定する前金払請求書に保証事業会社の保証証書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、契約担任者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 前2項の規定は、設計等及び測量に係る前払金の請求手続について準用する。

(一部改正〔平成20年訓令31号・24年13号・令和7年2号〕)

(前払金の増減等)

第5条 市長は、前金払をした公共工事について、工事内容の変更その他の理由により請負代金額又は業務委託料が5割以上増額された場合においては、建設工事にあつては当該増額後の請負代金額の4割に相当する額から支払済の前払金を差し引いた額の範囲内で、設計等及び測量にあつては当該増額後の業務委託料の3割に相当する額から支払済の前払金を差し引いた額の範囲内で前払金の増額をすることができる。

2 前項の増額に係る前払金の請求手続については、前条の規定を準用する。

3 市長は、前金払をした公共工事について、工事内容の変更その他の理由により請負代金額又は業務委託料が減額された場合においては、支払済の前払金の額が建設工事にあつては当該減額後の請負代金額の5割を、設計等及び測量にあつては当該減額後の業務委託料の4割を超えるときは、前払金の減額をするものとする。ただし、前払金の使用状況等を考慮して、これを減額することが著しく不適当であると市長が認めた場合は、この限りでない。

4 市長は、前項の規定により、前払金の減額をしたときは、当該減額に係る変更契約締結後30日以内に、その超過額を返還させるものとする。ただし、この項に規定する期間内に部分払をしようとするときは、その支払額の中から、その超過額を控除することができる。

(一部改正〔平成20年訓令31号・24年13号〕)

(保証契約変更証書の提出)

第6条 前払金の支払を受けた者は、当該公共工事の請負代金額又は業務委託料について前条の増額又は減額をした場合は、直ちに保証契約を変更し、市長に保証契約変更証書を寄託しなければならない。

(一部改正〔平成20年訓令第31号・令和7年2号〕)

附 則

この訓令は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成20年6月27日訓令第31号)

この訓令は、平成20年9月1日から施行し、同日以後に行われる入札に係る契約(入札によらない契約にあっては、同日以後に締結されるもの)について適用する。

附 則(平成24年5月1日訓令第13号)

この訓令は、平成24年5月1日から施行し、同日以後に行われる入札に係る契約(入札によらない契約にあっては、同日以後に締結されるもの)について適用する。

附 則(令和7年3月31日訓令第2号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。